資料４（参考）

千葉県袖ケ浦福祉センター養育園
指定管理者（候補者）の選定結果について

１ 選定結果

概要

指定管理者 候　補　者	千葉県袖ケ浦市蔵波字鎌倉街道３１０８番地１ 社会福祉法人千葉県社会福祉事業団
予定指定期間	平成３０年４月１日～平成３５年３月３１日（５年間）
提案の概要	**１　施設の設置目的を踏まえた運営方針** **（１）施設運営に係る基本的な考え方等** ・平成２５年１１月の児童虐待死亡事件を風化させずに伝えていくことで、事件を起こした事業者としての役割を果たす。 ・管理職が支援現場に直接関わり、理念や目標の発信・啓発、内部統制の徹底により、より良い支援を行う職場環境と人間関係の構築に取り組む。 ・急を要し、他に受入先が無い被虐待児を一時保護で受け入れ、児童が安心して生活できる場を提供し、セーフティネット機能の役割を果たす。また、ネグレクトを受けた児童には、生活上の基本的な習慣を習得できるよう支援する。 **（２）保護者、児童相談所、地域住民、関係機関等との連携** ・特別支援学校との連絡会議等を定期的に実施し、児童の状態変化の共通認識を図り、一体的支援に努める。 ・保護者が服薬調整や治療内容等について直接医師と相談、説明を受ける機会として医療相談を随時実施する。 ・利用者へのアセスメントで把握した希望を実現するため、保護者や学校、相談支援事業者と情報共有し、積極的に外部機関からの支援方法や進路策定についての助言を取り入れる。 ・支援サポーターを設置し、施設の巡回や支援方法の確認等を行い、職員への指導助言により施設運営や支援の向上を図る。 **２　利用者の権利擁護と安全確保** ・権利擁護委員会に外部委員として、苦情解決第三者委員や保護者等を迎え、意見や助言を環境改善やサービス向上に繋げる。 ・権利擁護部会等でヒヤリハット事例や事故の検証、再発防止策の検討を行い、情報共有を徹底するとともに、権利擁護を意識した組織作りを行う。 ・権利擁護やサービス向上、職員の提案事項等をテーマに少人数のグループミーティングを定期的に実施する。 ・利用者の特性に合わせた食事の提供及び適正な摂取量の把握により健康管理を徹底する。

提案の概要	３　利用者サービスの向上 ・強度行動障害等のある児童については、応用行動分析と TEACCH プログラムによる構造化の手法等に基づき、チームで一貫した対応を行い、ＰＤＣＡサイクルにより行動改善を図る。 ・社会性が未成熟なことによる不適応行動については、ソーシャル・スキル・トレーニング（ＳＳＴ）技法等により、適切な療育支援を提供し、児童の肯定感や自己決定力を育む支援を行う。 ・被虐待児等心理的ケアを要する児童については、個別支援が充実した環境設定と、家庭的な支援により育ち直しを助ける。 ・本人部会として児童ミーティングを開催し、食事や健康、行事等児童自らが考え、職員と話し合う機会を設け、児童の意見や希望を取り入れる。 ・活動内容やスケジュールを視覚的に理解できる環境設定を行い、個々の障害特性に合った意思決定支援を行う。 ４　施設の維持管理と適格性・実現性 ・日常的な機器の故障や器具の破損等、緊急を要するものについて迅速に対応し、利用者の安全確保・生活環境の保全に努める。 ・利用者に安全で快適な生活の場を提供するため、施設設備の機能保全、施設の開放性を確保するための改修を行う。 ・全職員が虐待防止の研修に参加し、また行動障害基礎研修を修了することとし、階層別講座や愛着障害研修、特別支援学校との交換研修等により、職員の資質向上とリーダーの育成に努める。
選定理由	○県立施設としての役割を理解し、ガバナンスの強化や支援の質の向上に向けた取組など、適正な管理運営が期待できる。 ○権利擁護や虐待防止、事故防止に関する取組が評価できる。 ○健康管理や医療相談について適切に計画している。
応募者数	１団体

２ 評価点数

(1)必須項目の審査

審査内容		配点	千葉県社会福祉事業団 選定
1	施設の設置目的を理解しているか。センターの見直しに対する考え方は適切に説明されているか。	3	2.6
2	これまでの見直しの進展から、本施設を良好に管理運営できる可能性はあるか。	3	2.2
3	経営理念やコンプライアンスの取組等、団体の経営モラルは適切か。	3	2.0
4	事業内容が一部の県民、利用者に対して不当に利用を制限又は優遇するものではないか。	3	2.2
5	社会的弱者に配慮されているか。	3	2.2
6	個人情報保護のための適切な措置がとられているか。	3	2.2
必須項目　小計		１８	13.4

・「１点」を標準とし、優れたものについては特に加点。各項目とも３点満点。
・標準に満たない場合は０点。意見聴取した外部有識者等の過半数が０点を付けた審査内容があり、選定委員会がこれを適切な評価と認めた場合は失格。

(2)一般項目の審査

審査内容		配点	千葉県社会福祉事業団 選定
7	児童の地域移行（家庭復帰を含む）への取組みに関する基本的な考え方は適切か。具体的計画は立てられているか。	5	3.8
8	保護者や児童相談所との連携に関する基本的な考え方は適切か。	5	4.0
9	特別支援学校、小中学校、地域住民、市町村、医療機関等、関係機関との連携に関する基本的な考え方は適切か。	3	2.4
10	地域で生活する障害児に対する支援に関する考え方は適切か。	3	2.2
11	児童の権利擁護に関する基本的な考え方は適切か。具体的計画（研修、虐待防止体制）は立てられているか。	5	4.0
12	苦情解決の体制、苦情解決第三者委員との連携に係る具体的計画は立てられているか。福祉サービス第三者評価機関による評価の活用を計画しているか。	3	2.0
13	職員間の情報共有や、上司への連絡・報告が適切に行われる計画となっているか。	3	2.4
14	事故防止、ヒヤリハット対策等の体制に係る計画は適切に立てられているか。	3	2.6
15	感染症対策、防災等危機管理の体制に係る計画は適切に立てられているか。	3	2.4
16	児童発達支援計画の立案・実施の体制に係る計画は適切に立てられているか。	5	3.6
17	児童の意思決定の支援に関する基本的な考え方は適切か。児童の関心や好みを汲み取り支援に反映させるための具体的計画は立てられているか。	5	4.0
18	入浴、排泄、食事の提供等の支援内容は、児童の生活の質を高め、児童の成長をうながすものとなっているか。	5	3.6

審査内容		配点	千葉県社会福祉事業団 選定
19	学校からの下校後や休日における児童の活動内容、支援内容は適切か。	3	2.4
20	(強度)行動障害のある児童の生活能力の向上、就労や社会との交流等に向けた支援内容が適切に計画されているか。	5	3.8
21	被虐待児童等、心理的ケアを要する児童の生活能力の向上、就労や社会との交流等に向けた支援内容が適切に計画されているか。	5	3.6
22	児童の健康管理や受診、医療相談等を行うための計画は適切に立てられているか。	3	2.8
23	県が想定した参考金額をどの程度下回っているか。	7	7.0
24	経費節減と利用者サービスの向上とのバランスをどうとっているか。	7	5.2
25	施設の維持管理、安全管理に関する基本的な考え方は適切か。	3	2.4
26	過去の監査等の指摘に対する対応は適切に行われているか。	3	2.4
27	管理者による内部統制が適切に行われる体制となっているか。	5	3.8
28	小規模ケアとガバナンスが徹底されるような組織体制や仕組みが計画されているか。	5	3.8
29	収入、支出の積算に十分な根拠があり、事業計画の整合性は図られているか。	5	3.2
30	職員体制及び職員配置の考え方は適切か。	5	3.8
31	利用者処遇の継続性の観点から、現在の職員の継続雇用の計画はどうか。	5	4.0
32	職員の指導育成、研修体制は十分か。具体的計画は立てられているか。	5	4.0
33	法人の財務状況は健全か。	5	3.4
34	実績からして、本件施設を良好に管理運営できる可能性はどうか。	5	4.0
35	提案全般を通じ、総合的観点から判断した総合評価によるセンターの見直しをすすめるための事業運営の妥当性はどうか。	１０	7.6
一般項目　小計		１３４	104.2
合計（必須項目＋一般項目）		１５２	117.6

・配点が「３点」の場合は２点、配点が「５点」の場合は３点、配点が「７点」の場合は４点、配点が「１０点」の場合は５点を標準とし、優れているものに加点、標準に満たないものは減点。
・意見聴取した外部有識者等の過半数の総合得点が標準点合計８７点を下回る評点を計上し、選定委員会がこれを適切な評価と認めた場合は失格。

（3）指定管理者選定委員会委員

区分	氏名	役職
委員長	飯田　　浩子	千葉県健康福祉部長
委　員	岡田　　就将	千葉県健康福祉部保健医療担当部長
〃	葉岡部　循一	千葉県健康福祉部次長
〃	神部　　眞一	千葉県健康福祉部健康福祉政策課長
〃	瀧口　　弘	千葉県健康福祉部健康福祉指導課長
〃	松尾　　三洋	千葉県健康福祉部児童家庭課長
〃	川島　　智	千葉県健康福祉部高齢者福祉課長
〃	吉田　　謙	千葉県健康福祉部障害者福祉推進課長
〃	岡田　慎太郎	千葉県健康福祉部障害福祉事業課長

（4）選定審査にあたり意見聴取した外部有識者等

氏名	役職等
金子　　惠一	見直し進捗管理委員会委員 千葉県社会福祉協議会事務局長
新福　麻由美	千葉県知的障害者福祉協会児童発達支援部会部会長 桐友学園施設長
田上　　昌宏	千葉県手をつなぐ育成会会長
田中　　知華	千葉県弁護士会高齢者・障がい者支援センター副委員長
遠山　　景一	日本公認会計士協会千葉会幹事

３ 審査基準

【必須項目の審査】

・「１点」を標準とし、優れているものには加点。各項目とも３点満点。

・標準に満たない場合は０点。意見聴取した外部有識者等の過半数が０点を付けた審査内容があり、選定委員会がこれを適切な評価と認めた場合は失格。

選定基準	審査項目	審査内容	配点	
事業計画書の内容が県民の平等な利用を確保することができるものであるか（指定手続条例第３条第１号）	施設の設置目的及び県が示した管理運営の方針	1　施設の設置目的を理解しているか。センターの見直しに対する考え方は適切に説明されているか。	3	9
		2　これまでの見直しの進展から、本施設を良好に管理運営できる可能性はあるか。	3	
		3　経営理念やコンプライアンスの取組等、団体の経営モラルは適切か。	3	
	平等な利用を図るための具体的な手法及び期待される効果	4　事業内容が一部の県民、利用者に対して不当に利用を制限又は優遇するものではないか。	3	6
		5　社会的弱者に配慮されているか。	3	
個人情報の取扱は適正か	個人情報保護の取組	6　個人情報保護のための適切な措置がとられているか。	3	3
必須項目　小計			１８	

【一般項目の審査】

・配点が「３点」の場合は「２点」、配点が「５点」の場合は「３点」、配点が「７点」の場合は「４点」、配点が「10 点」の場合は「５点」を標準とし、優れているものには加点、標準に満たないものには減点。

選定基準	審査項目	審査内容	配点	
事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に効果的に効率的に発揮させるものであるか（指定手続条例第３条第２号）	事業運営の見通しと関係機関等との連携の考え方	7　児童の地域移行（家庭復帰を含む）への取組みに関する基本的な考え方は適切か。具体的計画は立てられているか。	5	16
		8　保護者や児童相談所との連携に関する基本的な考え方は適切か。	5	
		9　特別支援学校、小中学校、地域住民、市町村、医療機関等、関係機関との連携に関する基本的な考え方は適切か。	3	
		10　地域で生活する障害児に対する支援に関する考え方は適切か。	3	
	利用者の権利擁護と安全確保に関する取組	11　児童の権利擁護に関する基本的な考え方は適切か。具体的計画（研修、虐待防止体制）は立てられているか。	5	17
		12　苦情解決の体制、苦情解決第三者委員との連携に係る具体的計画は立てられているか。福祉サービス第三者評価機関による評価の活用を計画しているか。	3	
		13　職員間の情報共有や、上司への連絡・報告が適切に行われる計画となっているか。	3	
		14　事故防止、ヒヤリハット対策等の体制に係る計画は適切に立てられているか。	3	
		15　感染症対策、防災等危機管理の体制に係る計画は適切に立てられているか。	3	
	利用者サービスの向上を図るための具体的手段及び期待される効果	16　児童発達支援計画の立案・実施の体制に係る計画は適切に立てられているか。	5	
		17　児童の意思決定の支援に関する基本的な考え方は適切か。児童の関心や好みを汲み取り支援に反映させるための具体的計画は立てられているか。	5	

選定基準	審査項目	審査内容	配点	
事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に効果的に効率的に発揮させるものであるか（指定手続条例第３条第２号）	利用者サービスの向上を図るための具体的手段及び期待される効果	18　入浴、排泄、食事の提供等の支援内容は、児童の生活の質を高め、児童の成長をうながすものとなっているか。	5	31
		19　学校からの下校後や休日における児童の活動内容、支援内容は適切か。	3	
		20　(強度)行動障害のある児童の生活能力の向上、就労や社会との交流等に向けた支援内容が適切に計画されているか。	5	
		21　被虐待児童等、心理的ケアを要する児童の生活能力の向上、就労や社会との交流等に向けた支援内容が適切に計画されているか。	5	
		22　児童の健康管理や受診、医療相談等を行うための計画は適切に立てられているか。	3	
	管理に係る経費の縮減効果	23 県が想定した参考金額をどの程度下回っているか。	7	14
		24 経費節減と利用者サービスの向上とのバランスをどうとっているか。	7	
事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な能力（人員、財政的基盤等）を有しているか（指定手続条例第３条第３号）	施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性	25 施設の維持管理、安全管理に関する基本的な考え方は適切か。	3	16
		26 過去の監査等の指摘に対する対応は適切に行われているか。	3	
		27 管理者による内部統制が適切に行われる体制となっているか。	5	
		28 小規模ケアとガバナンスが徹底されるような組織体制や仕組みが計画されているか。	5	
	収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	29 収入、支出の積算に十分な根拠があり、事業計画の整合性は図られているか。	5	5
	安定的な運営が可能となる人材状況	30 職員体制及び職員配置の考え方は適切か。	5	15
		31 利用者処遇の継続性の観点から、現在の職員の継続雇用の計画はどうか。	5	
		32 職員の指導育成、研修体制は十分か。具体的計画は立てられているか。	5	
	安定的な運営が可能となる財政的基盤	33 法人の財務状況は健全か。	5	5
	類似施設の運営実績	34　実績からして、本件施設を良好に管理運営できる可能性はどうか。	5	5
その他	提案全般からの事業運営の妥当性	35　提案全般を通じ、総合的観点から判断した総合評価によるセンターの見直しをすすめるための事業運営の妥当性はどうか。	10	10
一般項目　小計			１３４	
合計（必須項目＋一般項目）			１５２	

※「23 県が想定した参考金額をどの程度下回っているか」は、提案額の最も低い応募団体から順に７点、６点、５点と採点する。

※意見聴取した外部有識者等の過半数が、総合得点が標準点合計８７点（標準点１点×６項目、標準点２点×１０項目、標準点３点×１６項目、標準点４点×２項目、標準点５点×１項目）を下回る評点を計上し、選定委員会がこれを適切な評価と認めた場合は失格。